

公 表 用

令 和 4 年 度

積 算 基 準 (步 掛 ・ 単 価)

令 和 4 年 4 月 1 日 以 降 適 用

長 崎 県 農 林 部 農 村 整 備 課

積算基準(単価・歩掛)の公表について

1. はじめに

長崎県 農林部 農村整備課が発注する農業農村整備工事のうち、農村整備課の独自調査により決定したものを公表するものである。

2. 内容

1) 単価関係

- ・ 単価については、令和4年度積算基準(単価・歩掛) 長崎県土木部 公表用による。
公表場所(長崎県HPより): [長崎県土木部一建設工事関係 \(pref.nagasaki.jp\)](http://pref.nagasaki.jp)
- ・ 参考資料の条件『長期割引単価区分(賃料機械):あり』は『〇〇%割引済単価を適用』と同様の意味である。

・・ 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機種	長期割引率	燃料費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイールクレーン(ラフテレーンクレーン)	〃	〃	〃
クローラクレーン ※	無し	別途計上	〃
トラクターショベル	35%割引済	〃	別途計上
ロードローラ	〃	〃	〃
タイヤローラ	〃	〃	〃
振動ローラ	〃	〃	〃
高所作業車	〃	〃	〃
空気圧縮機	〃	〃	〃
発動発電機	〃	〃	〃
水中ポンプ	〃	〃	〃
ミニバックホウ	〃	〃	〃
バックホウ	〃	〃	〃
トラック(クレーン装置付き)	〃	〃	〃
高所作業車(トラック架装リフト)	〃	〃	〃
ブルドーザ(普通)	〃	〃	〃
油圧ブレーカ	〃	〃	〃

※クローラクレーンの『4.9t吊』は『長期割引率35%割引済』『オペレータ料金:別途計上』とする。

注1) 長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。

2) 歩掛関係

- ・長崎県 農林部 農村整備課の歩掛の大半は、国が制定した歩掛をそのまま準用しており、これらの歩掛は既に国において公表(市販公表含)されている。よって、本書には当課が独自に制定した歩掛及び当課が使用している歩掛資料の一覧を掲載している。

長崎県 農林部 農村整備課が使用している歩掛資料

歩掛資料(図書)名	公表場所等	市販公表用図書発行
令和3年度 土地改良工事積算基準 (土木工事) (施設機械) (調査・測量・設計) (機械経費)	(農林水産省HPより) 農村振興局－設計・施工・入札等－工事・業務関連文書－土地改良工事積算基準 (maff.go.jp)	農業農村整備総合情報センター 住所: 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10番16号 MY ARK日本橋ビル2階 TEL: (03)5695-7170
土地改良工事積算マニュアル(土木工事) 令和3年度版	市販公表のみ	
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 (令和3年4月1日より適用版)	(農林水産省HPより) 農村振興局－設計・施工・入札等－工事・業務関連文書－土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 (maff.go.jp)	土地改良測量設計技術協会 住所: 〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館1階 TEL: (03)3436-6800

- ・ 施工パッケージ型(SP)積算方式について、100工種を適用する。
 - ・ SP導入一覧表参照
 - ・ 標準単価表(R3.4 適用)及び補正式
公表場所(農林水産省HPより)
[農村振興局－設計・施工・入札等－施工パッケージ型積算方式の試行の実施 \(maff.go.jp\)](#)
 - －[施工パッケージ型積算方式標準単価表\(令和3年4月から適用版\) \(live.com\)](#)
 - －[「標準単価から積算単価への補正方法」\(maff.go.jp\)](#)
 - －[【補足】施工パッケージ型積算方式標準単価表の見方 \(maff.go.jp\)](#)

3) 諸経費関係

- 令和4年4月1日以降 積算を行い発注する工事の諸経費算出について
 - ・ 適用する諸経費率については、**別添資料①・②・③の改正後内容のとおりとする。**
- 工事(業務)価格(税抜き)の数値処理について
 - ・ 金額の大小に関わらず、「工事(業務)価格」は千円単位とする。
 - ・ 積算書各費目の金額(千円単位)の合計額(千円単位)をそのまま採用し、丸め等は行わない。

※ 積算書各費目

- ・ 工事においては、「(令和元年9月24日)【農林部版】低入札価格調査基準価格・最低制限設計価格・履行確実性評価設計価格の算定表」に示す①～④の各費目及び算定表外に記載の一括計上価格をいう。
- ・ 業務においては、「最低制限価格の改正について」(令和元年8月26日付31建企第369号)の(4)に示す各費目をいう。
公表場所(長崎県HPより):

[農村整備課－農村整備課の入札情報－令和元年度 最低制限価格等の改正について\(工事・委託\)\(令和元年9月6日追加\)\(pref.nagasaki.jp\)](#)

○ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和2年8月24日一部改正)

- ・ 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行することとした。
公表場所(長崎県HPより):

[農村整備課－農村整備課の建設工事等－熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について\(pref.nagasaki.jp\)](#)

○ 長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の取扱要領

- ・ 長崎県農業農村整備工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために工事における現場環境改善費の運用要領を制定した。
公表場所(長崎県HPより):

[農村整備課－農村整備課の建設工事等－長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領\(pref.nagasaki.jp\)](#)

○ 長崎県農林部週休2日工事 試行要領

- ・ 将来における工事の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境の整備を推進する観点から、「週休2日工事」(試行)を実施することとした
公表場所(長崎県HPより):

[農村整備課－農村整備課の建設工事等－長崎県農林部週休2日工事 試行要領\(pref.nagasaki.jp\)](#)

○ 長崎県農業農村整備事業ICT活用工事 試行要領

- ・ 農業農村整備事業を実施するに当たって、建設現場における生産性向上と建設労働者の働き方改革を目的として、ICT活用工事試行要領を制定し
公表場所(長崎県HPより):

[農村整備課－農村整備課の建設工事等－長崎県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領\(pref.nagasaki.jp\)](#)

3. その他

- 1) 本書の内容に関する質問は原則として受け付けない。
- 2) 本書は、令和4年4月1日以降積算を行い発注する工事から適用する。
- 3) 土木工事、施設機械工事において、工事实績の登録等に要する費用は現場管理費等に含まれている。
- 4) 地質、土質調査、測量、設計業務の委託において、業務実績の登録等に要する費用は業務管理費等に含まれている。

資料

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後		現行	
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準		別紙 土地改良事業等請負工事積算基準	
第1～第10 [略]		第1～第10 [略]	
別表1 工種区分		別表1 工種区分	
工種区分	工種内容	工種区分	工種内容
ほ場整備工事	[略]	ほ場整備工事	[略]
農用地造成工事	[略]	農用地造成工事	[略]
舗装工事	[略]	舗装工事	[略]
道路改良工事	[略]	道路改良工事	[略]
水路トンネル工事	新設・改修（ <u>支保工、矢板を再建込する作業</u> ）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は <u>推進工法</u> （作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。	水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	[略]	水路工事	[略]
排水路工事	[略]	排水路工事	[略]
河川工事	[略]	河川工事	[略]
管水路工事	[略]	管水路工事	[略]
管更生工事	[略]	管更生工事	[略]
畑かん施設工事	[略]	畑かん施設工事	[略]
干拓工事	[略]	干拓工事	[略]
海岸工事	[略]	海岸工事	[略]
コンクリート補修工事	[略]	コンクリート補修工事	[略]
<u>ため池工事</u>	<u>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事</u> <u>堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</u>	[新設]	[新設]
その他土木工事（1）	[略]	その他土木工事（1）	[略]
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト	その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、 <u>ため池</u>
フィルダム工事	[略]	フィルダム工事	[略]

コンクリートダム工事	[略]
------------	-----

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>ため池工事</u>	<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d [略]

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802</u> ・log X _p + <u>56.92101</u>	<u>9.74%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

コンクリートダム工事	[略]
------------	-----

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b~(1)-d [略]

(2) [略]

別表3 [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _p)	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972</u> ・log X _p + <u>59.4977</u>	<u>7.47%</u>

(1)・(2) [略]

別表5・別表6 [略]

改 正 後	現 行																																																																																																																																																																																																												
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:35%;">率 の対象項目</th> <th style="width:50%;">率に別途加算できる項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td>1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用（<u>墜落制止用器具（フルハ ーネス型）を含む</u>） 10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>技術管理費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td>1 現場事務所、<u>労働者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・<u>修繕</u>）に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u>を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での<u>労働者</u>の輸送に要する費用は除く） 4 [略]</td> <td>1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・<u>補修</u>、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での<u>労働者</u>の輸送に要する費用 3 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 共通仮設費率 1-(1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">工種区分</th> <th colspan="2" style="width:15%;">対象金額</th> <th colspan="2" style="width:35%;">300万円を超え10億円以下</th> <th style="width:20%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="width:15%;">適用区分</th> <th colspan="2" style="width:35%;">2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="width:20%;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="width:5%;">300万円以下</th> <th style="width:10%;">適用区分</th> <th style="width:15%;">a</th> <th style="width:15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>13.28%</td> <td></td> <td>117.0</td> <td>-0.1459</td> <td>5.69%</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>15.63%</td> <td></td> <td>142.9</td> <td>-0.1484</td> <td>6.60%</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>22.74%</td> <td></td> <td>518.8</td> <td>-0.2097</td> <td>6.73%</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>12.45%</td> <td></td> <td>91.3</td> <td>-0.1336</td> <td>5.73%</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>13.22%</td> <td></td> <td>104.0</td> <td>-0.1383</td> <td>5.92%</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>13.78%</td> <td></td> <td>151.6</td> <td>-0.1608</td> <td>5.41%</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>13.17%</td> <td></td> <td>62.5</td> <td>-0.1044</td> <td>7.18%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>12.01%</td> <td></td> <td>119.4</td> <td>-0.1540</td> <td>4.91%</td> </tr> <tr> <td><u>た め 池 工 事</u></td> <td><u>14.20%</u></td> <td></td> <td><u>41.3</u></td> <td><u>-0.0716</u></td> <td><u>9.37%</u></td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（1）</td> <td>18.70%</td> <td></td> <td>349.9</td> <td>-0.1964</td> <td>5.98%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（2）</td> <td>15.77%</td> <td></td> <td>124.8</td> <td>-0.1387</td> <td>7.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-(2)～1-(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表3 [略]</p>	項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目	運 搬 費	[略]	[略]	準 備 費	[略]	[略]	安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用（ <u>墜落制止用器具（フルハ ーネス型）を含む</u> ） 10 [略]	[略]	役 務 費		[略]	技術管理費	[略]	[略]	営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労働者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>修繕</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用 3 [略]	工種区分	対象金額		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分		2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	300万円以下	適用区分	a	b	ほ 場 整 備 工 事	13.28%		117.0	-0.1459	5.69%	農 用 地 造 成 工 事	15.63%		142.9	-0.1484	6.60%	水 路 ト ン ネ ル 工 事	22.74%		518.8	-0.2097	6.73%	水 路 工 事	12.45%		91.3	-0.1336	5.73%	排 水 路 工 事	13.22%		104.0	-0.1383	5.92%	管 水 路 工 事	13.78%		151.6	-0.1608	5.41%	畑 かん 施 設 工 事	13.17%		62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%		119.4	-0.1540	4.91%	<u>た め 池 工 事</u>	<u>14.20%</u>		<u>41.3</u>	<u>-0.0716</u>	<u>9.37%</u>	その他土木工事（1）	18.70%		349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事（2）	15.77%		124.8	-0.1387	7.05%	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:35%;">率 の対象項目</th> <th style="width:50%;">率に別途加算できる項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td>1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>技術管理費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td>1 現場事務所、<u>労務者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・<u>補修</u>）に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u>を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での<u>労務者</u>の輸送に要する費用は除く） 4 [略]</td> <td>1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・<u>補修</u>、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での<u>労務者</u>の輸送に要する費用 3 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 共通仮設費率 1-(1)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width:15%;">工種区分</th> <th colspan="2" style="width:15%;">対象金額</th> <th colspan="2" style="width:35%;">300万円を超え10億円以下</th> <th style="width:20%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="width:15%;">適用区分</th> <th colspan="2" style="width:35%;">2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2" style="width:20%;">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th style="width:5%;">300万円以下</th> <th style="width:10%;">適用区分</th> <th style="width:15%;">a</th> <th style="width:15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>13.28%</td> <td></td> <td>117.0</td> <td>-0.1459</td> <td>5.69%</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>15.63%</td> <td></td> <td>142.9</td> <td>-0.1484</td> <td>6.60%</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>22.74%</td> <td></td> <td>518.8</td> <td>-0.2097</td> <td>6.73%</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>12.45%</td> <td></td> <td>91.3</td> <td>-0.1336</td> <td>5.73%</td> </tr> <tr> <td>排 水 路 工 事</td> <td>13.22%</td> <td></td> <td>104.0</td> <td>-0.1383</td> <td>5.92%</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>13.78%</td> <td></td> <td>151.6</td> <td>-0.1608</td> <td>5.41%</td> </tr> <tr> <td>畑 かん 施 設 工 事</td> <td>13.17%</td> <td></td> <td>62.5</td> <td>-0.1044</td> <td>7.18%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修工事</td> <td>12.01%</td> <td></td> <td>119.4</td> <td>-0.1540</td> <td>4.91%</td> </tr> <tr> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（1）</td> <td>18.70%</td> <td></td> <td>349.9</td> <td>-0.1964</td> <td>5.98%</td> </tr> <tr> <td>その他土木工事（2）</td> <td>15.77%</td> <td></td> <td>124.8</td> <td>-0.1387</td> <td>7.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-(2)～1-(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表3 [略]</p>	項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目	運 搬 費	[略]	[略]	準 備 費	[略]	[略]	安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]	[略]	役 務 費		[略]	技術管理費	[略]	[略]	営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労務者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用 3 [略]	工種区分	対象金額		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	適用区分		2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	300万円以下	適用区分	a	b	ほ 場 整 備 工 事	13.28%		117.0	-0.1459	5.69%	農 用 地 造 成 工 事	15.63%		142.9	-0.1484	6.60%	水 路 ト ン ネ ル 工 事	22.74%		518.8	-0.2097	6.73%	水 路 工 事	12.45%		91.3	-0.1336	5.73%	排 水 路 工 事	13.22%		104.0	-0.1383	5.92%	管 水 路 工 事	13.78%		151.6	-0.1608	5.41%	畑 かん 施 設 工 事	13.17%		62.5	-0.1044	7.18%	コンクリート補修工事	12.01%		119.4	-0.1540	4.91%	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	その他土木工事（1）	18.70%		349.9	-0.1964	5.98%	その他土木工事（2）	15.77%		124.8	-0.1387	7.05%
項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目																																																																																																																																																																																																											
運 搬 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
準 備 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用（ <u>墜落制止用器具（フルハ ーネス型）を含む</u> ） 10 [略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
役 務 費		[略]																																																																																																																																																																																																											
技術管理費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労働者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>修繕</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労働者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労働者</u> の輸送に要する費用 3 [略]																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象金額		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																								
	適用区分		2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																								
	300万円以下	適用区分	a	b																																																																																																																																																																																																									
ほ 場 整 備 工 事	13.28%		117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																																																																								
農 用 地 造 成 工 事	15.63%		142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																																																																								
水 路 ト ン ネ ル 工 事	22.74%		518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																																																																								
水 路 工 事	12.45%		91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																																																																								
排 水 路 工 事	13.22%		104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																																																																								
管 水 路 工 事	13.78%		151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																																																																								
畑 かん 施 設 工 事	13.17%		62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																																																																								
コンクリート補修工事	12.01%		119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																																																																								
<u>た め 池 工 事</u>	<u>14.20%</u>		<u>41.3</u>	<u>-0.0716</u>	<u>9.37%</u>																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（1）	18.70%		349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（2）	15.77%		124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																																																																								
項 目	率 の対象項目	率に別途加算できる項目																																																																																																																																																																																																											
運 搬 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
準 備 費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
安 全 費	1～8 [略] 9 安全用品等に要する費用 10 [略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
役 務 費		[略]																																																																																																																																																																																																											
技術管理費	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																											
営 繕 費	1 現場事務所、 <u>労務者</u> 宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> ）に要する費用 2 [略] 3 <u>労務者</u> を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用は除く） 4 [略]	1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・ <u>補修</u> 、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での <u>労務者</u> の輸送に要する費用 3 [略]																																																																																																																																																																																																											
工種区分	対象金額		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																								
	適用区分		2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																								
	300万円以下	適用区分	a	b																																																																																																																																																																																																									
ほ 場 整 備 工 事	13.28%		117.0	-0.1459	5.69%																																																																																																																																																																																																								
農 用 地 造 成 工 事	15.63%		142.9	-0.1484	6.60%																																																																																																																																																																																																								
水 路 ト ン ネ ル 工 事	22.74%		518.8	-0.2097	6.73%																																																																																																																																																																																																								
水 路 工 事	12.45%		91.3	-0.1336	5.73%																																																																																																																																																																																																								
排 水 路 工 事	13.22%		104.0	-0.1383	5.92%																																																																																																																																																																																																								
管 水 路 工 事	13.78%		151.6	-0.1608	5.41%																																																																																																																																																																																																								
畑 かん 施 設 工 事	13.17%		62.5	-0.1044	7.18%																																																																																																																																																																																																								
コンクリート補修工事	12.01%		119.4	-0.1540	4.91%																																																																																																																																																																																																								
<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（1）	18.70%		349.9	-0.1964	5.98%																																																																																																																																																																																																								
その他土木工事（2）	15.77%		124.8	-0.1387	7.05%																																																																																																																																																																																																								

資料

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 地質、土質調査業務の価格積算基準	別 紙 地質、土質調査業務の価格積算基準
1・2 [略]	1・2 [略]
3 地質、土質調査業務費構成費目の内容	3 地質、土質調査業務費構成費目の内容
3-1 一般調査業務費 一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。	3-1 一般調査業務費 一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。
(1) 純調査費 純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。	(1) 純調査費 純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。
<u>ア</u> 直接調査費 直接調査費は、調査作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費及び直接経費で構成する。	<u>1)</u> 直接調査費 直接調査費は、調査作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費及び直接経費で構成する。
<u>(ア)</u> [略]	<u>①</u> [略]
<u>(イ)</u> [略]	<u>②</u> [略]
<u>(ウ)</u> [略]	<u>③</u> [略]
<u>(エ)</u> 直接経費 直接経費は、電子成果品作成費、印刷製本費、特許使用料、水道光熱電力料で構成する。	<u>④</u> 直接経費 直接経費は、電子成果品作成費、印刷製本費、特許使用料、水道光熱電力料で構成する。
<u>a</u> [略]	<u>ア</u> [略]
<u>b</u> [略]	<u>イ</u> [略]
<u>c</u> [略]	<u>ウ</u> [略]
<u>d</u> [略]	<u>エ</u> [略]
<u>イ</u> 間接調査費 間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。	<u>2)</u> 間接調査費 間接調査費は、直接調査費以外に各調査部門に共通して必要な経費で、運搬費、準備費、仮設費、安全費、借地料、旅費交通費、施工管理費、営繕費及びその他で構成する。
<u>(ア)</u> [略]	<u>①</u> [略]
<u>(イ)</u> [略]	<u>②</u> [略]
<u>(ウ)</u> [略]	<u>③</u> [略]
<u>(エ)</u> [略]	<u>④</u> [略]
<u>(オ)</u> 借地料 借地料は、調査作業を実施するために必要な土地の借上げに要する費用である。 特に土地の借上げを必要とする場合に計上する。 なお、営繕費対象施設の敷地については、 <u>(ク)</u> 営繕費で計上する。	<u>⑤</u> 借地料 借地料は、調査作業を実施するために必要な土地の借上げに要する費用である。 特に土地の借上げを必要とする場合に計上する。 なお、営繕費対象施設の敷地については、 <u>⑧</u> 営繕費で計上する。
<u>(カ)</u> [略]	<u>⑥</u> [略]
<u>(キ)</u> [略]	<u>⑦</u> [略]
<u>(ク)</u> [略]	<u>⑧</u> [略]
<u>(ケ)</u> [略]	<u>⑨</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
(2) 一般管理費等 一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。	(2) 一般管理費等 一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。

改正後

ア [略]
イ [略]

3-2・3-3 [略]

4 地質、土質調査業務費の積算

[略]

4-1 一般調査業務費

(1) 直接調査費

直接調査費は、別に定める「地質、土質調査業務市場単価」によるほか、次の各費目により積上げて算定する。

ア 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

ア [略]

イ [略]

イ 材料費

材料費の算定は、材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

(2) [略]

(3) [略]

4-2 [略]

4-3 安全費の積算

安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通整理作業、掲示板、保安柵、保安灯、環境保全のための仮囲い等に要する費用のことをいう。

(1) 交通整理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = \{ (\text{直接調査費}) - (\text{直接経費}) \} \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表4-1を標準とする。

表4-1 安全費率

地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
場所 主として現道上	—	10.0%	9.5%	4.5%

(注) 1 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

2 地域区分については、測量業務標準歩掛 1 一般事項、1-3 直接測量費の作業条件による補正と積算(2) 地域・地形区分を参考とする。

3 調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) [略]

現行

1) [略]
2) [略]

3-2・3-3 [略]

4 地質、土質調査業務費の積算

[略]

4-1 一般調査業務費

(1) 直接調査費

直接調査費は、別に定める「地質、土質調査業務市場単価」によるほか、次の各費目により積上げて算定する。

1) 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

① [略]

② [略]

2) 材料費

材料費の算定は、材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

① [略]

② [略]

3) [略]

(2) [略]

(3) [略]

4-2 [略]

4-3 安全費の積算

安全費とは、当該調査作業において安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通整理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。

(1) 交通整理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = \{ (\text{直接調査費}) - (\text{直接経費}) \} \times (\text{安全費率})$$

安全費率は表4-1を標準とする。

表4-1 安全費率

地域	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)・都市近郊	その他
場所 主として現道上	—	10.0%	9.5%	4.5%

(注) 1 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。

2 地域区分については、測量業務標準歩掛 1 一般事項、1-3 直接測量費の作業条件による補正と積算(2) 地域・地形区分を参考とする。

[新設]

(2) [略]

資料

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</p> <p>第1 [略] 第2 [略] 第3 施設機械設備工事</p> <p>1 [略] 2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 製作工事原価</p> <p>製作工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 直接製作費</u></p> <p><u>ア</u> 材料費</p> <p>製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> 直接経費</p> <p>設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接製作費</u></p> <p>工場(据付工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用(システム設計費用を除く)である。</p> <p>なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。</p> <p><u>ア</u> 間接労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 工場管理費</p> <p><u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> 通信交通費</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</p> <p>第1 [略] 第2 [略] 第3 施設機械設備工事</p> <p>1 [略] 2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 製作工事原価</p> <p>製作工事原価の費目は、次のとおりとする。</p> <p><u>1) 直接製作費</u></p> <p><u>(1) 材料費</u></p> <p>製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。</p> <p><u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) [略]</u> <u>(3) [略]</u> <u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) 直接経費</u></p> <p>設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。</p> <p><u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>ハ</u> [略]</p> <p><u>2) 間接製作費</u></p> <p>工場(据付工事部門等を除く)の管理のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用(システム設計費用を除く)である。</p> <p>なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。</p> <p><u>(1) 間接労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 工場管理費</u></p> <p><u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>ハ</u> [略] <u>ニ</u> [略] <u>ホ</u> [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(カ) [略] <u>(キ)</u> [略] <u>(ク)</u> [略] <u>(ケ)</u> [略] <u>(コ)</u> [略] <u>(サ)</u> [略] <u>(シ)</u> [略] <u>(ス)</u> [略] <u>(セ)</u> [略] <u>(ソ)</u> [略] <u>(タ)</u> [略] <u>(チ)</u> [略] <u>(ツ)</u> [略] <u>(テ)</u> [略] <u>(ト)</u> 雑費 <u>(ア)</u> から <u>(テ)</u> までに属さない諸費用。</p>	<p><u>ハ</u> [略] <u>ト</u> [略] <u>チ</u> [略] <u>リ</u> [略] <u>ヌ</u> [略] <u>ル</u> [略] <u>ヲ</u> [略] <u>ワ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>ヨ</u> [略] <u>タ</u> [略] <u>レ</u> [略] <u>ソ</u> [略] <u>ツ</u> [略] <u>ネ</u> 雑費 <u>イ</u> から <u>ツ</u> までに属さない諸費用。</p>
<p>2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直接工事費 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> 材料費 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略] <u>カ</u> 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。</p> <p>(2) 間接工事費 <u>ア</u> 共通仮設費</p>	<p>2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 <u>(1)</u> [略] <u>(2)</u> [略] 工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 <u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>(3)</u> [略] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> 直接経費 工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費等に要する費用である。 <u>イ</u> [略] <u>ロ</u> [略] <u>ハ</u> [略] <u>ニ</u> [略] <u>ホ</u> [略] <u>(6)</u> 仮設費 工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修、交通管理等に要する費用。</p> <p>2) 間接工事費 <u>(1)</u> 共通仮設費</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>共通仮設費の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 現場管理費</p> <p>工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>(ク)</u> [略]</p> <p><u>(ケ)</u> [略]</p> <p><u>(コ)</u> [略]</p> <p><u>(サ)</u> [略]</p> <p><u>(シ)</u> [略]</p> <p><u>(ス)</u> [略]</p> <p><u>(セ)</u> [略]</p> <p><u>(ソ)</u> 雑費</p> <p><u>(ア)</u> から <u>(セ)</u> までに属さない諸費用。</p> <p><u>ウ</u> 据付間接費</p> <p>据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> [略]</p> <p><u>(ク)</u> [略]</p> <p><u>(ケ)</u> [略]</p> <p><u>(コ)</u> [略]</p> <p><u>(サ)</u> [略]</p> <p><u>(シ)</u> [略]</p>	<p>共通仮設費の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 現場管理費</p> <p>工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>リ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ル</u> [略]</p> <p><u>ヲ</u> [略]</p> <p><u>ヅ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>ヨ</u> 雑費</p> <p><u>イ</u> から <u>カ</u> までに属さない諸費用。</p> <p><u>(3)</u> 据付間接費</p> <p>据付工事部門等を管理運営するために要する費用である。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>リ</u> [略]</p> <p><u>ヌ</u> [略]</p> <p><u>ル</u> [略]</p> <p><u>ヲ</u> [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(ス)</u> [略]</p> <p><u>(セ)</u> 雑費</p> <p><u>(ア)</u> から <u>(ス)</u> までに属さない諸費用。</p> <p>2-3 設計技術費</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>2-4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 一般管理費</p> <p>工事の施工に当たる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> [略]</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p><u>ク</u> [略]</p> <p><u>ケ</u> [略]</p> <p><u>コ</u> [略]</p> <p><u>サ</u> [略]</p> <p><u>シ</u> [略]</p> <p><u>ス</u> [略]</p> <p><u>セ</u> [略]</p> <p><u>ソ</u> [略]</p> <p><u>タ</u> [略]</p> <p><u>チ</u> [略]</p> <p><u>ツ</u> [略]</p> <p><u>テ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> [略]</p> <p><u>ナ</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> 付加利益</p> <p>施工に当たる企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p><u>ア</u> [略]</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> [略]</p> <p><u>エ</u> [略]</p>	<p><u>ㄥ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> 雑費</p> <p><u>イ</u> から <u>ㄥ</u> までに属さない諸費用。</p> <p>2-3 設計技術費</p> <p><u>1)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> [略]</p> <p><u>3)</u> [略]</p> <p>2-4 一般管理費等</p> <p>一般管理費等の費目及び内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>1)</u> 一般管理費</p> <p>工事の施工に当たる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>2)</u> 付加利益</p> <p>施工に当たる企業が継続して経営するために必要な費用である。</p> <p><u>(1)</u> [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>オ</u> [略]</p> <p>2-5 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1) 直接製作費</p> <p><u>ア</u> 材料費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ア</u> 機器単体費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>エ</u> 塗装費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p>(2) 間接製作費</p> <p><u>ア</u> 間接労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 工場管理費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>(1) 直接工事費</p> <p>据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p>	<p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2-5 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接製作費</p> <p><u>(1) 材料費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 機器単体費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(3) 労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(4) 塗装費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>2) 間接製作費</p> <p><u>(1) 間接労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>(2) 工場管理費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>1) 直接工事費</p> <p>据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後				現 行																													
<p><u>ア</u> 輸送費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>イ</u> 材料費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>ウ</u> 労務費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>エ</u> 塗装費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>オ</u> [略]</p> <p><u>カ</u> 仮設費</p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。</p> <p>また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接工事費</u></p> <p><u>ア</u> 共通仮設費</p> <p><u>(ア)</u> [略]</p> <p><u>(イ)</u> [略]</p> <p><u>(ウ)</u> [略]</p> <p><u>(エ)</u> [略]</p> <p><u>(オ)</u> [略]</p> <p><u>(カ)</u> [略]</p> <p><u>(キ)</u> 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象						<p><u>(1) 輸送費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>(2) 材料費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(3) 労務費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>(4) 塗装費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) 仮設費</u></p> <p>現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>なお、積上げ計上した場合は特別仕様書に明示するものとする。</p> <p>また、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特別仕様書に明示し重複計上のないようにするものとする。</p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>(2) 間接工事費</u></p> <p><u>(1) 共通仮設費</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> <p><u>ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> [略]</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>ホ</u> [略]</p> <p><u>ヘ</u> [略]</p> <p><u>ト</u> 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象					
適用条件			補正係数	適用優先																													
施工地域区分	工種区分	対象																															
適用条件			補正係数	適用優先																													
施工地域区分	工種区分	対象																															

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後					現 行				
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注 1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注 1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注 1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.2	2	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注 1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.2	2
市街地（DID補 正）	全ての工種（注 1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	市街地（DID補 正）	全ての工種（注 1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	全ての工種（注 1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	山間僻地及び離島	全ての工種（注 1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
中山間地域	全ての工種（注 1）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	5	中山間地域	全ての工種（注 1）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	5
(注) 1 <u> </u> [略] (注) 2 <u> </u> [略]					(注) 1 <u> </u> [略] (注) 2 <u> </u> [略]				
b [略] c [略]					b [略] c [略]				
<u>イ</u> 現場管理費					<u>(2)</u> 現場管理費				
<u>(ア)</u> [略]					<u>イ</u> [略]				
<u>(イ)</u> [略]					<u>ロ</u> [略]				
<u>(ウ)</u> [略]					<u>ハ</u> [略]				
<u>(エ)</u> [略]					<u>ニ</u> [略]				
<u>(オ)</u> [略]					<u>ホ</u> [略]				
<u>(カ)</u> [略]					<u>ヘ</u> [略]				
<u>(キ)</u> 施工地域を考慮した現場管理費率の補正					<u>ト</u> 施工地域を考慮した現場管理費率の補正				
a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。					a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。				
(注) 1 <u> </u> [略]					(注) 1 <u> </u> [略]				
(注) 2 <u> </u> [略]					(注) 2 <u> </u> [略]				
b [略]					b [略]				
c [略]					c [略]				
<u>ウ</u> 据付間接費					<u>(3)</u> 据付間接費				
<u>(ア)</u> [略]					<u>イ</u> [略]				
<u>(イ)</u> [略]					<u>ロ</u> [略]				
<u>(ウ)</u> [略]					<u>ハ</u> [略]				
<u>(エ)</u> [略]					<u>ニ</u> [略]				
3-3 設計技術費					3-3 設計技術費				
<u>(1)</u> [略]					<u>1)</u> [略]				
<u>(2)</u> [略]					<u>2)</u> [略]				
<u>(3)</u> [略]					<u>3)</u> [略]				
<u>(4)</u> [略]					<u>4)</u> [略]				

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行																
3-9 [略]	3-9 [略]																
3-10 [略]	3-10 [略]																
3-11 [略]	3-11 [略]																
表-3・1 [略]	表-3・1 [略]																
表-3・2 [略]	表-3・2 [略]																
表-3・3 [略]	表-3・3 [略]																
表-3・4 [略]	表-3・4 [略]																
表-3・5 [略]	表-3・5 [略]																
表-3・6 [略]	表-3・6 [略]																
表-3・7 [略]	表-3・7 [略]																
表-3・8 標準設計技術費率	表-3・8 [略]																
表-3・9 標準一般管理費等率	表-3・9 標準一般管理費等率																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>26.17%</u></td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td> $G_1 = \underline{-1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789}$ ただし G_1: 標準一般管理費等率(%) C_1: 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>22.18%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	<u>26.17%</u>	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	<u>22.18%</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>27.00%</u></td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td> $G_1 = \underline{-2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862}$ ただし G_1: 標準一般管理費等率(%) C_1: 対象額(単位:円) </td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>18.76%</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	<u>27.00%</u>	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	<u>18.76%</u>
対象額	標準一般管理費等率																
500万円以下	<u>26.17%</u>																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-1.4357\text{Log}(C_1) + 35.789}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	<u>22.18%</u>																
対象額	標準一般管理費等率																
500万円以下	<u>27.00%</u>																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = \underline{-2.9648\text{Log}(C_1) + 46.862}$ ただし G_1 : 標準一般管理費等率(%) C_1 : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	<u>18.76%</u>																
(注) [略]	(注) [略]																
表-3・10 [略]	表-3・10 [略]																
表-3・11 [略]	表-3・11 [略]																

施工パッケージ導入一覧表:令和4年4月適用

施工パッケージ目次

番号	名 称	番号	名 称
1	SP 掘削	37	SP 石張(複合)
2	SP 土砂等運搬	38	SP 石積(張)
3	SP 整地	39	SP 胴込・裏込コンクリート(石積(張)工)
4	SP 路体(築堤)盛土・埋戻	40	SP 裏込材(クラッシュラン)(石積(張)工)
5	SP 路床盛土	41	SP 吸出し防止材設置
6	SP 押土(ルーズ)	42	SP 舗装版切断
7	SP 積込(ルーズ)	43	SP 舗装版破碎
8	SP 人力積込	44	SP 殻運搬
9	SP 床掘り	45	SP 吹付法面取壊し
10	SP 掘削補助機械搬入搬出	46	SP 削孔(アンカー)
11	SP 基面整正	47	SP アンカー鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)
12	SP 舗装版破碎積込(小規模土工)	48	SP グラウト注入(アンカー)
13	SP 法面整形	49	SP ボーリングマシン移設(アンカー)
14	SP じゃかご	50	SP 足場工(アンカー)
15	SP ふとんかご	51	SP 基礎碎石
16	SP 止杭打込	52	SP 裏込碎石
17	SP 補強土壁壁面材組立・設置	53	SP コンクリート
18	SP 補強材取付	54	SP 型枠
19	SP 補強土壁まき出し・敷均し、締固め	55	SP 目地板
20	SP ジオテキスタイル壁面材組立・設置	56	SP 止水板
21	SP ジオテキスタイル敷設	57	SP 粉体噴射攪拌
22	SP ジオテキスタイルまき出し・敷均し、締固め	58	SP 粉体噴射攪拌(移設)
23	SP プレキャスト擁壁設置	59	SP 粉体噴射攪拌(軸間変更)
24	SP コンクリートブロック積	60	SP コンクリート分水槽据付
25	SP 大型ブロック積	61	SP ボックスカルバート機械据付
26	SP 間知ブロック張	62	SP 消波根固めブロック製作
27	SP 平ブロック張	63	SP 消波根固めブロック横取り
28	SP 連節ブロック張	64	SP 消波根固めブロック積込み
29	SP 胴込・裏込コンクリート	65	SP 消波根固めブロック荷卸
30	SP 胴込・裏込材(碎石)	66	SP 消波根固めブロック据付け
31	SP 遮水シート張	67	SP 消波根固めブロック運搬
32	SP 吸出し防止材(全面)設置	68	SP 捨石
33	SP 現場打基礎コンクリート	69	SP 表面均し
34	SP 天端コンクリート	70	SP 多自然型護岸工(木杭打工)
35	SP プレキャスト基礎ブロック	71	SP 遠心力鉄筋コンクリート管(B形)
36	SP 石積(練石)(複合)	72	SP 安定処理

施工パッケージ導入一覧表：令和4年4月適用

施工パッケージ目次

番号	名 称	番号	名 称
73	SP 不陸整正	87	SP 暗渠排水管
74	SP 下層路盤(車道・路肩部)	88	SP フィルター材
75	SP 下層路盤(歩道部)	89	SP 歩車道境界ブロック
76	SP 上層路盤(車道・路肩部)	90	SP 地先境界ブロック
77	SP 上層路盤(歩道部)	91	SP 歩車道境界ブロック撤去
78	SP 基層(車道・路肩部)	92	SP 地先境界ブロック撤去
79	SP 中間層(車道・路肩部)	93	SP 防雪柵
80	SP 表層(車道・路肩部)	94	SP 防雪柵現地張出し・収納
81	SP 基層(歩道部)	95	SP コンクリートアンカーボルト設置工
82	SP 中間層(歩道部)	96	SP SP 排水管設置
83	SP 表層(歩道部)	97	SP ボーリング
84	SP アスカーブ	98	SP 保孔管
85	SP プレキャストマンホール	99	SP ボーリング仮設機材
86	SP プレキャストL形側溝(製品長 0.6m/個)	100	SP 足場(地表)

1) 入札時に配布する「参考資料」(金抜き設計書)について

施工パッケージ型単価では、使用する機械の単価コードを表示していますが、施工パッケージの種類によっては、1)の公表資料に基づき損耗費が含まれています。

例)SP土砂等運搬におけるダンプトラックは「タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む」

公表用歩掛・単価一覧表：令和4年4月適用

目次

番号	工 種	番号	工 種
1	ダンプトラック運搬(コン塊・アス塊)		
2	締固工(振動ローラ締固め)		
3	締固工(タイヤローラ締固め)		
4	練石積工(現場発生材)		
5	石積工(現場発生材)(空石積)		
6	裏込工(栗石)(ブロック積(張))		
7	裏込工(栗石)(石積(張))		
8	基礎材(基礎栗石工)		
9	流量計(ウォルトマン型)設置		
10	積上げボックスタイプ据付		
11	不陸整正		
12	【ガードレール設置】		
13	畑面ほ場整備整地工(ブルドーザ)		
14	暗渠排水工(バックホウ掘削)		
15	人力石礫除去工		
16	芝工(耳芝)		
17	管(函)渠型側溝[L=2000-φ600まで]		
18	礎着鉄筋		
19	保孔管挿入工(ガス管)		
20	ガス管孔あけ加工		
21	保孔管設置		
22	地すべり実態調査		
23	地下水調査(携帯用触針式水位計)		
24	パイプ歪計		
25	孔内傾斜計		
26	法止ブロック		
27	カーブミラー設置		
28	落口工人力布設		
29	分水トラフ		
30	(単価)ガードレール基本3色加算額		

1	名称	ダンプトラック運搬(コン塊・アス塊)	施工単位	m ³
---	----	--------------------	------	----------------

1. 適用範囲

ダンプトラックによるコンクリート塊、アスファルト塊の運搬に適用する。

2. 土質区分の選択

表1

土質区分	土質による補正係数(K)	機械の補正係数
コンクリート塊(無筋)	1.30	1.00
コンクリート塊(有筋)	1.37	1.00
アスファルト塊	1.30	1.00

3. 機械損料算定表

表2

運搬機械区分(t積級)	運転労務数量(人/日)	燃料消費量(L/日)	機械損料数量
4.0	1	36	1.16
2.0	1	22	1.17

4. ダンプトラック4.0t積級の運搬距離区分、積込機械区分及びDID通行区分の選択 表3

運搬距離(4.0t積級)	積込機械区分			
	山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)	
	DID区間			
	無し	有り	無し	有り
0.2km以下	0.17	0.17	0.19	0.19
1.0km以下	0.22	0.22	0.24	0.24
1.5km以下	0.27	0.27	0.29	0.29
2.0km以下	0.32	0.32	0.34	0.34
2.5km以下	0.32	0.37	0.34	0.39
3.0km以下	0.37	0.37	0.39	0.39
3.5km以下	0.37	0.42	0.39	0.44
4.0km以下	0.42	0.47	0.44	0.49
4.5km以下	0.47	0.47	0.49	0.49
5.0km以下	0.47	0.52	0.49	0.54
5.5km以下	0.52	0.52	0.54	0.54
6.0km以下	0.52	0.57	0.54	0.59
7.0km以下	0.57	0.57	0.59	0.59
7.5km以下	0.57	0.77	0.59	0.79
9.0km以下	0.77	0.77	0.79	0.79
10.0km以下	0.77	0.87	0.79	0.89
12.0km以下	0.87	0.87	0.89	0.89
13.0km以下	0.87	1.07	0.89	1.09
17.0km以下	1.07	1.07	1.09	1.09
19.0km以下	1.07	1.47	1.09	1.49
27.0km以下	1.47	1.47	1.49	1.49

運搬距離(4.0t積級)	積込機械区分			
	山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)	
	DID 区間			
	無し	有り	無し	有り
35.0km以下	1.47	2.27	1.49	2.29
60.0km以下	2.27	2.27	2.29	2.29

運搬距離(2.0t積級)	積込機械区分			
	山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)	
	DID 区間			
	無し	有り	無し	有り
0.3km以下	0.33	0.33	0.39	0.39
1.0km以下	0.38	0.38	0.44	0.44
1.5km以下	0.48	0.48	0.54	0.54
2.5km以下	0.58	0.58	0.64	0.64
3.0km以下	0.68	0.68	0.74	0.74
3.5km以下	0.78	0.78	0.84	0.84
4.5km以下	0.88	0.88	0.94	0.94
5.0km以下	0.98	0.98	1.04	1.04
5.5km以下	0.98	1.18	1.04	1.24
6.5km以下	1.18	1.18	1.24	1.24
7.0km以下	1.18	1.38	1.24	1.44
8.0km以下	1.38	1.38	1.44	1.44
9.0km以下	1.38	1.68	1.44	1.74
11.0km以下	1.68	1.68	1.74	1.74
12.0km以下	1.68	2.18	1.74	2.24
15.0km以下	2.18	2.18	2.24	2.24
17.0km以下	2.18	2.88	2.24	2.94
24.0km以下	2.88	2.88	2.94	2.94
28.5km以下	2.88	4.38	2.94	4.44
60.0km以下	4.38	4.38	4.44	4.44

- ・上表は、土砂を10m³当たり運搬する日数である。
- ・運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。

5. 路面条件の選択 表4

路面条件
良好
普通
不良

- ・消耗部品(タイヤ)の適用条件は、下記による。
 - 良好：舗装道その他これに準ずる良好な搬路における運行が主な場合。
 - 普通：路面がよく維持されている砂利道又はこれに準ずる搬路における運行が主な場合。
 - 不良：破碎岩の混入する搬路又は、河床路上等における運行が主でタイヤの損耗が著しいと認められる場合。

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)は次の算定式によって求める。 (m3/日)

$$QD = \frac{1.0}{\text{表3(10m3当たりダンプトラック運搬日数)}} \times 10 \times \frac{1.0}{\text{表1(土質による補正係数(K))}}$$

施工単価構成内訳

10m3当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) ダンプトラック	表2	表1*表2*表3	供用日	
(2) 消耗部品費	タイヤ	表1*表2*表3	供用日	
(3) 軽油		表1*表2*表3	L	
(4) 運転手(一般)		表1*表2*表3	人	
(5) 合計				Σ(1)~(4)
(6) 単価		1.0	m3	(5)/10.0
(7) 1日当たり作業量			m3	QD

2	名称	締固工(振動ローラ締固め)	施工単位	m³
----------	-----------	----------------------	-------------	----------------------

1. 適用範囲

振動ローラによる一般工事(道路工事および管水路基礎以外)の締固めを行う作業に適用する。

2. 使用機械

使用機械	規格
振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0~4.0t ハンドガイド式 0.8~1.1t

- ・振動ローラは賃料とする。
- ・施工幅員が4.0m以上の場合には適用できない。

3. 工種区分及び規格区分の選択

表1

工種区分	規格区分	1日当たり施工量(m ³)	軽油(L)
埋戻	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0~4.0t	86	15
	ハンドガイド式 0.8~1.1t	50	5.3
ため池築堤	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3.0~4.0t	78	15
	ハンドガイド式 0.8~1.1t	43	5.3

施工単価構成内訳

1日(QDm³)当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 振動ローラ(搭乗式コンバインド型)	3.0~4.0ton	1.6	日	規格が3.0~4.0の時
(1) 振動ローラ(ハンドガイド式)	0.8~1.1ton	1.44	日	規格が0.8~1.1の時
(2) 軽油	パトロール給油	表1	L	
(3) 運転手(特殊)		1	人	規格が3.0~4.0の時
(3) 特殊作業員		1	人	規格が0.8~1.1の時
(4) 合計				Σ(1)~(3)
(5) 単価		1.0	m ³	(4)/QD
(6) 1日当たり作業量		QD	m ³	

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = \text{表1(1日当たり施工量)} \quad (\text{m}^3/\text{日})$$

3	名称	締固工(タイヤローラ締固め)	施工単位	m³
----------	-----------	-----------------------	-------------	----------------------

1. 適用範囲

タイヤローラによる締固め作業で、ブルドーザによる締固め作業が適さない場合に適用する。

2. 使用機械

使用機械	規格
タイヤローラ	排対型(2次)8~20ton

- ・タイヤローラは賃料とする。
- ・ブルドーザによる一連の敷均し締固め作業の場合は適用できない。

3. 工種区分及び作業条件の選択 表1

工種区分	作業条件	
	標準	障害あり
路体	940	360
路床	440	120
築堤	940	360

施工単価構成内訳

1日(QDm³)当たり算出

No.	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	タイヤローラ	8~20ton	1.36	共用日	
(2)	軽油	ハートル給油	32	L	
(3)	運転手(特殊)		1	人	
(4)	合計				Σ(1)~(3)
(5)	単価		1.0	m ³	(4)/QD
(6)	1日当たり作業量		QD	m ³	

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = \text{表1(1日当たり施工量)} \quad (\text{m}^3/\text{日})$$

4	名称	練石積工(現場発生材)	施工単位	m ²
1. 適用範囲				
現場内で発生した玉石等雑石(控え長25cm以上75cm未満)を使用した石積工(練積)に適用する。				
2. 使用機械 表1				
使用機械		規格		
バックホウ(クレーン機能付)		排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9t吊		
・バックホウ(クレーン機能付)は、賃料とする。				
3. 石積材料区分の選択(胴込コンクリート数量) 表2				
石積材料区分		胴込コンクリート(m ³)		
玉石(25cm)		0.83		
玉石(30cm)		1.00		
玉石(35cm)		1.17		
玉石(45cm)		1.50		
玉石(55cm)		1.83		
玉石(65cm)		2.17		
玉石(75cm)		2.50		
雑割石(30cm)		1.50		
雑割石(35cm)		1.75		
雑割石(45cm)		2.25		
雑割石(55cm)		2.75		
雑割石(65cm)		3.25		
雑割石(75cm)		3.75		
4. 石積材料区分の選択(労務) 表3				
石積材料区分		特殊作業員 (胴込手間)	普通作業員 (胴込手間)	
玉石(25cm)		0.15	0.30	
玉石(30cm)		0.18	0.36	
玉石(35cm)		0.21	0.42	
玉石(45cm)		0.27	0.54	
玉石(55cm)		0.33	0.66	
玉石(65cm)		0.39	0.78	
玉石(75cm)		0.45	0.90	
雑割石(30cm)		0.27	0.54	
雑割石(35cm)		0.32	0.63	
雑割石(45cm)		0.41	0.81	
雑割石(55cm)		0.50	0.99	
雑割石(65cm)		0.59	1.17	
雑割石(75cm)		0.68	1.35	

5.裏込コンクリート選択(労務)

表4

コンクリート厚	特殊作業員(打設手間)	普通作業員(打設手間)	コンクリート数量
無し	-	-	-
10cm	0.18	0.36	1.0
15cm	0.27	0.54	1.5
20cm	0.36	0.72	2.0

6.水抜管数量

表5

石積材料区分 (控長)	裏込コンクリート厚			
	無し	10cm	15cm	20cm
玉石(25cm)	0.25	0.33	0.38	0.42
玉石(30cm)	0.29	0.38	0.42	0.46
玉石(35cm)	0.33	0.42	0.46	0.50
玉石(45cm)	0.42	0.50	0.54	0.58
玉石(55cm)	0.50	0.58	0.63	0.67
玉石(65cm)	0.58	0.67	0.71	0.75
玉石(75cm)	0.67	0.75	0.79	0.83
雑割石(30cm)	0.29	0.38	0.42	0.46
雑割石(35cm)	0.33	0.42	0.46	0.50
雑割石(45cm)	0.42	0.50	0.54	0.58
雑割石(55cm)	0.50	0.58	0.63	0.67
雑割石(65cm)	0.58	0.67	0.71	0.75
雑割石(75cm)	0.67	0.75	0.79	0.83

施工単価構成内訳

10㎡当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 世話役		0.54	人	
(2) 石工		0.86	人	
(3) 普通作業員		1.00	人	
(4) ハックホウ(クレーン機能付)	表1	1.01	日	
(5) 運転手(特殊)		0.65	人	
(6) 軽油		42	L	
(7) 胴込コンクリート	18-40-8	表.2*(1.00+0.19)	m3	
(8) 特殊作業員	胴込手間	表.3	人	
(9) 普通作業員	胴込手間	表.3	人	
(10) 雑品(胴込コンクリート)	20%	0.20		(8)+(9)
(11) 裏込コンクリート	18-40-8	表.4*(1.00+0.19)	m3	
(12) 特殊作業員	裏込手間	表.4	人	
(13) 普通作業員	裏込手間	表.4	人	
(14) 雑品(裏込コンクリート)	1%	0.01		(12)+(13)
(15) 硬質塩化ビニール管	VUφ40	表.5	本	
(16) 合計				Σ(1)~(15)
(17) 単価		1.00	㎡	(16)÷10
(18) 1日当り作業量			㎡	QD

・雑品とは、パイプレタ、手車、抜き型枠等の経費及びその他材料の費用である。

1日当り作業量

$$QD = 10\text{㎡} / 0.86\text{人(石工歩掛)} \quad (\text{㎡} / \text{日})$$

5	名称	石積工(現場発生材)(空石積)	施工単位	m ²
---	----	-----------------	------	----------------

1. 適用範囲

- ・現場内で発生した玉石等雑石(控長25cm以上75cm未満)を使用した石積工(空積)に適用する。
- ・石材の選別作業が伴う場合は別途計上を行う。(発生材の集積・仮置作業は含まない)

2. 使用機械

使用機械	規格
バックホウ(クレーン機能付)	排対型(1次)クローラ型 山0.45m ³ (平0.35m ³)2.9t吊

- ・バックホウ(クレーン機能付)は賃料とする。
- ・施工に伴う材料の移動手間を含む。
- ・裏込材、裏込コンクリートが必要な場合は別途計上する。

施工単価構成内訳

10m²当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 世話役		0.54	人	
(2) 石工		0.86	人	
(3) 普通作業員		1	人	
(4) バックホウ (クレーン機能付)	排対型(1次) クローラ型 山積0.45m ³ 2.9t吊	1.01	日	
(5) 運転手(特殊)		0.65	人	
(6) 軽油		42	L	
(7) 合計				Σ(1)~(6)
(8) 単価		1.0	m ²	(7)/QD
(9) 1日当たり作業量		QD	m ²	

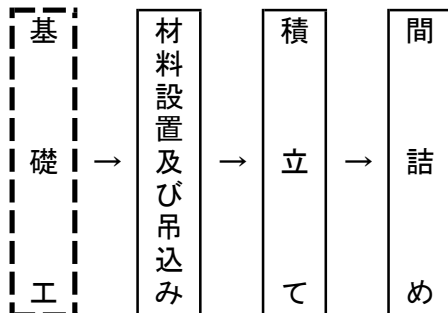
能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = 10m^2 \div 0.86人(石工歩掛) (m^2/日)$$

2. 施工範囲

本歩掛で対応しているのは、下図の実線部分のみである。



6	名称	裏込工(栗石)(ブロック積(張))	施工単位	m³
----------	-----------	--------------------------	-------------	----------------------

1. 適用範囲

ブロック積み・ブロック張りに裏込工(栗石)を施工する場合に適用する。

2. 裏込材料区分

表1

材料区分	裏込材区分	裏込材数量	充填材数量
新材	栗石	11.4	2.3
再生材	栗石	11.4	2.3

・再生材の栗石とは、間隙充填材(再生クラッシャーラン)のみが再生材である。

3. 施工区分の選択

表2

施工区分	世話役	普通作業員	諸雑費率(%)
ブロック積	0.5	1.4	12.0
ブロック張	0.4	0.8	16.0

4. 潮待区分の選択

表3

潮待区分
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

10m³当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 土木一般世話役		表2×表3	人	
(2) 普通作業員		表2×表3	人	
(3) 諸雑費		表2/100		Σ(1)~(2)
(4) 裏込材		表1	m ³	
(5) 間隙充填材	裏込材が栗石の時	表1	m ³	
(6) 合計				Σ(1)~(5)
(7) 単価		1.0	m ³	(6)/10.0
(8) 1日当たり作業量		QD	m ³	

・諸雑費は、投入・突固め機械の損料及び油脂類等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = 10m^3 / \text{普通作業員歩掛(人)} \times \Sigma H / 8 \quad (m^3 / \text{日} \cdot \text{人})$$

$$\Sigma H = P + GR1 \quad P: \text{基本給対象作業時間内の作業時間} \quad GR1: \text{超勤割増対象作業時間}$$

7	名称	裏込工(栗石)(石積(張))	施工単位	m ³
---	----	----------------	------	----------------

1. 適用範囲

石積み・石張りに裏込工(栗石)を施工する場合に適用する。

2. 裏込材料区分

表1

材料区分	裏込材区分	裏込材数量	充填材数量
新材	栗石	11.4	2.3
再生材	栗石	11.4	2.3

・再生材の栗石とは、間隙充填材(再生クラッシャーラン)のみが再生材である。

3. 施工区分の選択

表2

施工区分	普通作業員
石積み	1.9
石張り	1.0

4. 諸経費率(%)

表3

施工区分	数量
石積み	3.0
石張り	4.0

4. 潮待区分の選択

表4

潮待区分
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

10m³当たり算出

	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	裏込材		表1	m ³	
(2)	間隙充填材	裏込材が栗石の時	表1	m ³	
(3)	普通作業員		表2×表4	人	
(4)	諸雑費		表3/100		(3)
(5)	合計				Σ(1)~(4)
(6)	単価		1.0	m ³	(5)/10.0
(7)	1日当たり作業量		QD	m ³	

・諸雑費は、投入・突固め機械の損料及び油脂類等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = 10m^3 / \text{普通作業員歩掛(人)} \times \Sigma H / 8 \quad (m^3 / \text{日} \cdot \text{人})$$

$$\Sigma H = P + GR1 \quad P: \text{基本給対象作業時間内の作業時間} \quad GR1: \text{超勤割増対象作業時間}$$

8	名称	基礎材(基礎栗石工)	施工単位	m²
----------	-----------	-------------------	-------------	----------------------

1. 適用範囲

無筋構造物、鉄筋構造物、小型構造物の基礎栗石工に適用する。

なお、再生資材を用いる場合にも適用する。ただし、基礎・裏込砕石工には適用しない。

2. 工種の選択及び工種区分の選択

表1

工種区分	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	日当たり施工量(m ²)
敷均し	0.7	1.2	3.4	161
敷並べ	0.9	1.2	3.1	100

・「敷均し」とは、掘削整形された床に栗石を機械投入し、所定の厚さに敷均し、つき固め仕上げる工法である。

・「敷並べ」とは、掘削整形された床に栗石を機械投入し、人力により敷並べ、間隙充填材料を入れ、つき固め仕上げる工法である。

3. バックホウ1日当たり運転

表2

工種区分	特殊運転手(人)	軽油(L)	賃貸数量
敷均し	1.00	64	1.00
敷並べ	0.58	37	0.79

4. 材料区分の選択及び材料規格の選択

表3

材料区分	規格区分
栗石	径 10cm程度
	径 15cm程度
割栗石	5~15cm
	15~20cm

5. 敷厚の入力

表4

敷厚(m)	0
-------	---

・敷均し及び敷並べ厚の入力は、0.30mまでを対象とする。

6. 充填材料区分及び充填材規格の選択

表5

工種区分	間隙充填材区分	間隙充填材規格
敷並べ	切込砂利	-
	洗砂利	40mm以下
	コンクリート用砕石	40~5mm以下
	クラッシュラン	C-40 40~0mm (JIS規格品)
		C-40 40~0mm (JIS規格外)
	砕石ダスト	0~2.5mm
	高炉スラグ	CS-40 40~0mm
	再生クラッシュラン	RC-40 40~0mm
	山砂	クッション用
	洗砂(細骨材)	荒目
細目		

敷並べにおける間隙充填材(クラッシュラン等)の使用量は、栗石使用量の20%とする。

7. 潮待ち区分の選択 表6

潮待補正
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

1日(QDm²)当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 材料名称	表3	表4*表1*(1+0.14)	m ³	
(2) 間隙充填材名称	表5	表4*表1*(1+0.14)*0.2	m ³	敷並べの時
(3) 世話役		表1*表6	人	
(4) 特殊作業員		表1*表6	人	
(5) 普通作業員		表1*表6	人	
(6) バックホウ	山積0.8m ³	表2	供用日	
(7) 軽油		表2	L	
(8) 運転手(特殊)		表2*表6	人	
(9) 諸雑費		0.006		
(10) 合計				Σ(1)~(9)
(11) 単価		1.0	m ²	(10)/10.0
(12) 1日当たり作業量		QD	m ²	

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = \text{表1(日当たり施工量)} \quad (\text{m}^2/\text{日})$$

9	名称	流量計(ウォルトマン型)設置	施工単位	個	
1. 適用範囲 流量計(ウォルトマン型)の人力据付に適用する。					
2. 流量計設置(10個当たり) 表1					
口径区分	世話役	特殊作業員	普通作業員		
3/8(10A)	0.03	0.22	0.19		
1/2(15A)	0.18	0.37	0.35		
3/4(20A)	0.33	0.52	0.50		
1(25A)	0.48	0.68	0.66		
1 1/4(32A)	0.70	0.89	0.88		
1 1/2(40A)	0.94	1.14	1.13		
2(50A)	1.24	1.44	1.44		
取付等に伴う材料の移動手間を含む。					
施工単価構成内訳 10個当たり算出					
	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	流量計(ウォルトマン型)		10	個	
(2)	世話役		表1	人	
(3)	特殊作業員		表1	人	
(4)	普通作業員		表1	人	
(5)	合計				$\Sigma (1) \sim (4)$
(6)	単価		1.0	個	$\Sigma (5) / 10.0$
(7)	1日当り作業量		QD	個	
能力算定式					
1. 1日当り作業量					
P : 基本給対象時間以内の作業時間					
GR1 : 超勤割増対象作業時間					
$\Sigma H = P + GR1$					
$QD = 10個 \div 表1(特殊作業員歩掛(人)) \times \Sigma H / 8 (個/日)$					

10	名称	積上げボックスタイプ据付		施工単位	箇所
1. 適用範囲 積上げボックスタイプ(空気弁用、流量計用、制水弁用)の据付に適用する。					
施工単価構成内訳				1箇所当たり算出	
名称		規格	数量	単位	備考
(1)	世話役		0.13×重量	人	
(2)	特殊作業員		0.13×重量	人	
(3)	普通作業員		0.25×重量	人	
(4)	合計				Σ(1)~(3)
(5)	単価		1.0	箇所	(4)/1.0
重量とは1組合計重量(t)					

11	名称	不陸整正	施工単位	m ²
----	----	------	------	----------------

1. 適用範囲

車道部においてモータグレーダ3.1m級を使用し、路床、路盤等の不陸整正する作業に適用する。

締固めの有無、補足材の有無、補足材の種別選択

表1

締固めの有無	補足材の有無	補足材の種別	規格	補足材の補正值
無し	無し	—	—	0
	有り	粒度調整碎石	M-40	0.06
			M-30	0.06
			M-25	0.06
		クランチャラン	C-40	0.06
			C-30	0.06
			C-20	0.06
		再生粒度調整碎石	RM-40	0.06
			RM-30	0.06
	再生クランチャラン	RC-40	0.06	
RC-30		0.06		

補足材の敷均し厚さの入力 表2

(cm)

補足材の厚さ	0
--------	---

施工単価構成内訳

1日(1,580m²)当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	補足材	表1		1580*表2/100		m ³		補足材有りの時	
				*(1.00+表1)					
(2)	普通作業員			0.14*1580/100		人			
(3)	モータグレーダ	3.1m級		1.45		供用日			
(4)	軽油	ハトロール給油		54		L			
(5)	特殊運転手			1.0		人			
(6)	合計							Σ(1)~(5)	
(7)	単価			1.0		m ²		(6)/1580. 0	
(8)	1日当たり作業量			QD		m ²			

能力算定式

1. 1日当たり作業量は次の算定式による。

$$QD = 1,580 \text{ (m}^2\text{/日)}$$

12	名称	【ガードレール設置】		施工単位	m
<p>1. 適用範囲 市場単価方式による、ガードレールの設置に適用する。</p>					
施工単価構成内訳				1m当たり算出	
	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	ガードレール設置工		1.0	m	現場閉所による週休2日方式
(2)	曲げ支柱(加算額)		1.0	m	曲げ支柱の場合 市場単価方式
(3)	基本3色(加算額)		1.0	m	基本3色の場合
(4)	ガードレール材料費 (控除額)		1.0	m	材料費を計上しない時 単価は2. 参考※(1)に準じ自動計算
(5)	合計				Σ(1)~(3)-(4)
(6)	単価		1.0	m	(5)/1.0
<p>参考</p> <p>(1)材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費※₍₁₎ ※(1)曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費※₍₂₎+曲げ加工費)とする。また、21m未満の設置手間を算出する場合は、施工規模を考慮した材料費相当額(土中建込の場合は標準材料費※₍₂₎を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費※₍₂₎を30%割増)を控除すること。 ※(2)21m以上の場合、物価資料等に掲載のある標準材料を指す。</p>					

13	名称	畑面ほ場整備整地工(ブルドーザ)	施工単位	ha
----	-----------	-------------------------	-------------	-----------

1. 適用範囲

現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地の場合のほ場整備工事にあつて、基盤造成が完了した後に行う、均平度±50mmの基盤整地作業及び表土整地作業に適用する。

2. 適用機種

(ha/hr) 表1

機種	規格	運転1時間当たり標準作業量(So)
普通ブルドーザ	11t級	0.155
	15t級	0.169
湿地ブルドーザ	13t級	0.175
	16t級	0.177
超湿地ブルドーザ	13t級	0.175
	18t級	0.214

3. 作業効率(E)

表2

作業条件	基盤整地	表土整地
良好	0.90	0.60
普通	0.70	0.45
不良	0.50	0.30

作業条件は良好を標準とする。

4. 整地作業の運転1時間当たり作業量(A)

$$A = So \times E \text{ (ha/時間)}$$

A: 運転1時間当たり作業量(ha/時間) (小数点以下3位四捨五入2位止め)

So: 運転1時間当たり標準作業量(ha/時間) (表1)

E: 作業効率 (表2)

5. 労務歩掛(人/ha)

表3

作業内容	世話役	普通作業員
基盤整地	0.1	3.5
表土整地	0.3	3.5

施工単価構成内訳

1時間(Aha)当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) ブルドーザ	表1	1.0	時間	排対型(1次)
(2) 軽油	パトロール給油	①	L	
(3) 運転手(特殊)		②	人	
(4) 世話役		0.1*A	人	基盤整地の時
(4) 世話役		0.3*A	人	表土整地の時
(5) 普通作業員		3.5*A	人	
(6) 合計				Σ(1)~(5)
(7) 単価		1.0	ha	(6)/A

①=機関出力×運転1時間当たり燃料消費率

②=1/1日当たり運転時間

※ブル1日当たり運転時間=(3)欄/(4)欄

14	名称	暗渠排水工(バックホウ掘削)	施工単位	m
----	----	----------------	------	---

1. 適用範囲

ほ場整備工事おける、水田及び畑地の暗渠排水工の施工(バックホウによる掘削)に適用する。

1日当たりの施工量 (m) 表1

平均掘削深	1日当たり施工量(m/日)
0.3	567
0.4	535
0.5	503
0.6	471
0.7	439
0.8	407
0.9	375
1.0	343
1.1	311
1.2	279
1.3	247

施工単価構成内訳

1日(QDm)当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	バックホウ	山	0.28m ³ (平0.20m ³)	1.5		供用日		排対型(2次)	
(2)	軽油			36		L			
(3)	特殊運転手			1.0		人			
(4)	合計							Σ(1)~(3)	
(5)	単価			1.0		m		(4)/QD	
(6)	1日当たり作業量			QD		m			

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)は次の算定式によって求める。

$$QD = \text{表1(1日当たり施工量)}(m/日)$$

15	名称	人力石礫除去工	施工単位	ha
----	----	---------	------	----

1. 適用範囲

ほ場面又は、造成面に露出している5cm～35cm程度の石礫を人力で採取し、不整地運搬車に積込み、集積場まで運搬し、卸す一連の作業に適用する。

10a当たり除去量の選択

表1

10a当たり除去量 (m ³ /10a未満)	10a当たり数量	
	普通作業員(人)	運転日数(T1)
0.5未満	0.56	0.12
0.5～1	0.78	0.13
1～2	1.21	0.15
2～3	1.65	0.18
3～4	2.08	0.20
4～8	3.82	0.30
8～12	5.56	0.39
12～16	7.30	0.49
16～20	9.04	0.59
20～24	10.80	0.68
24～28	12.50	0.78

・不整地運搬車クローラ型油圧ダンプ式の1日当たり運転時間(T)=6.9時間

施工単価構成内訳

10a当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式	2.0t	表1*1.75		日		排対型(1次)	
(2)	軽油			21*表1		L			
(3)	特殊運転手	不整地運搬車運転		表1		人			
(4)	普通作業員			表1		人			
(5)	合計							Σ(1)～(4)	
(6)	単価			1.0		ha		(5)*10	
(7)	1日当たり作業量			QD		ha			

- ・運搬距離は100m程度までとする。
- ・集積場での卸しは油圧ダンプによる。
- ・不整地運搬車は賃料とする。

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = \frac{1}{\text{普通作業員(表1)}} \div 10$$

16	名称	芝工(耳芝)	施工単位	m
----	----	--------	------	---

1. 適用範囲

人工芝を使用して盛土法面等に耳芝のみを植付ける場合に適用する。

2. 適用区分 表1

材料
人工芝(幅 7cm)
人工芝(幅 15cm)

施工単価構成内訳

10m当たり算出

	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	人工芝(耳芝)	表1	10.2	m	
(2)	普通作業員		0.03	人	
(3)	合計				Σ(1)~(2)
(4)	単価		1.0	m	(3)÷10
(5)	1日当たり作業量		QD	m	

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)

$$QD = 10m \div \text{普通作業員歩掛(人)} \times \Sigma H / 8 \quad (\text{m/日})$$

$$\Sigma H = P + GR1$$

P: 基本給対象作業時間内の作業時間

GR1: 超勤割増対象作業時間

17	名称	管(函)渠型側溝[L=2000-φ600まで]	施工単位	m
----	-----------	--------------------------------	-------------	----------

1. 適用範囲

管(函)渠型側溝(製品延長2000mm、内径又は内空幅200mm以上～600mm以下)の据付作業に適用する。

2. 労務数量(人)、雑品率(%)、雑工種率(%)及び運転時間(時間)の選定

表1(1)

据付歩掛の選択	基礎砕石区分	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	BH運転時間(時間)	基礎砕石率(%)	諸雑費率(%)
200mm以上 400mm以下	基礎砕石あり	0.3	0.2	0.6	1.9	21	17
	基礎砕石なし	0.3	0.2	0.6	1.9	-	17
400mmを超え 600mm以下	基礎砕石あり	0.6	0.4	1.2	1.9	14	15
	基礎砕石なし	0.6	0.4	1.2	1.9	-	15

・歩掛りは、移動距離30m程度までの現場内小運搬を含む。

表1(2)

据付歩掛の選択	使用機械	燃料消費量(L/時間)
200mm以上 400mm以下	バックホウ(クレーン装置付)、排対型、クローラ型、山積0.28m ³ (平積0.20m ³)、1.7t吊り	6.3
400mmを超え 600mm以下	バックホウ(クレーン装置付)、排対型、クローラ型、山積0.45m ³ (平積0.35m ³)、2.9t吊り	9.2

施工単価構成内訳

10m当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 管(函)渠型側溝	L=2000mm	5	本	
(2) 世話役		表1	人	
(3) 特殊作業員		表1	人	
(4) 普通作業員		表1	人	
(5) バックホウ	表1	表1	時間	
(6) 運転手(特殊)		0.16*表1	人	
(7) 軽油	ハトロール給油	表1*表1	L	
(8) 雑品(基礎砕石)	基礎ありの場合	表1/100		Σ(2)～(7)
(9) 諸雑費		表1/100		Σ(2)～(7)
(10) 合計				Σ(1)～(9)
(11) 単価		1.0	m	(9)/10.0
(12) 1日当たり作業量		QD	m	

・雑品(基礎砕石)及び諸雑費とは、下記の費用であり、労務及び機械経費の合計額に乗じた金額とする。

〔基礎砕石費〕 敷設・転圧労務、材料投入・締固め機械運転経費、砕石等材料費

〔諸雑費〕 コンクリートカッタ運転経費、目地モルタル、敷きモルタル、管(函)渠型側溝損失分の経費、カッタブレードの損耗費

能力算定式

1. 1日当たり作業量

$$QD = 10m \div \text{表1(バックホウ運転時間(hr))} \times T$$

T: バックホウ(クレーン機能付)の1日当たり運転時間(6.3hr)

18	名称	碇着鉄筋	施工単位	本
----	----	------	------	---

1. 適用範囲

- ・海岸工事における既設建造物の嵩上げ、腹付け等における碇着部の鉄筋植付に適用する
- ・無筋コンクリートに削岩機を用いて削孔し、L=0.6m/本の異形棒鋼を布設する場合に適用する。

2. 碇着鉄筋の選択 表1

碇着鉄筋径	異径棒鋼数量(t)
D19	0.139
D16	0.096
D13	0.061

3. 施工規模の選択 表2

施工規模	加算係数
10t以上	1.00
10t未満	1.15

4. 時間制約の選択 表3

時間制約	補正係数
受ける	1.10
受けない	1.00

5. 空気圧縮機長期割引単価区分(賃料機械)の選択 表4

長期割引単価区分(賃料機械)
あり
なし

コンプレッサは賃料とする。

6. 潮待区分の選択 表5

潮待区分
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

100本当たり算出

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1) 世話役		0.3*表5	人	
(2) 特殊作業員		3.1*表5	人	
(3) 普通作業員		0.8*表5	人	
(4) ハンドドリル	15kg級	2.100	日	
(5) 空気圧縮機〔可般式 ・エンジン駆動・ 排対型(1次・2次)〕	吐出量3.5~ 3.7m ³ /min	3.57	日	
(6) コンプレッサ軽油		53	L	
(7) 諸雑費		0.04		
(8) 異径棒鋼		表1	ton	
(9) 鉄筋(加工・組立)		表1*表2*表3	ton	
(10) セメント(高炉B)		0.02	ton	モルタル(1:2)
(11) 砂(細骨材用)細目		0.02	m ³	モルタル(1:2)
(12) 普通作業員		0.03	人	モルタル(1:2)
(13) 合計				Σ(1)~(12)
(14) 単価		1.0	本	(13)/100.0

19	名称	保孔管挿入工(ガス管)	施工単位	m
----	----	-------------	------	---

1. 適用範囲

地すべり工事の地表水抜ボーリング並びに集水井内水抜ボーリングでの保孔管(ガス管)の設置に適用する。

2. 設置区分の選択

表1

設置区分	世話役	特殊作業員	普通作業員	ボーリングマシン運転日数
地表設置	0.22	0.66	0.44	0.41
集水井内設置	0.31	1.14	0.57	0.48

3. 配管工(切断及びネジ加工)

表2

ガス管種	設置区分			
	地表設置		集水位内設置	
	配管工(切断)	配管工(ネジ加工)	配管工(切断)	配管工(ネジ加工)
40A	—	0.94	0.08	1.89
80A	—	1.78	0.14	3.55
90A	—	2.00	0.18	4.00

施工単価構成内訳

44m当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	ガス管		表2	8.000		本		40A・80Aの時	
(1)	ガス管		90A	5.5m*8.0本		m			
(2)	配管工(切断)			表2		人			
(3)	配管工(ネジ加工)			表2		人			
(4)	世話役			表1		人			
(5)	特殊作業員			表1		人			
(6)	普通作業員			表1		人			
(7)	ボーリングマシン	5.5kw級		表1		日		発電・電力の場合	
(7)	ボーリングマシン	5.5kw級		表1		日		内燃機関の場合	
(8)	発動発電機	排対型45KVA		表1		日		発電(排対型)の場合	
(9)	電力料			2.500*6.4*表1		KWH		電力使用の場合	
(9)	軽油			6.100*6.4*表1		L		発動発電機の場合	
(9)	軽油			0.88*6.4*表1		L		内燃機関の場合	
(10)	合計							Σ(1)~(9)	
(11)	単価			1.0		m		(10)/44.0	

・集水井内での保孔管挿入については、定尺5.5m管を二つ切りにして使用するものとする。

・ガス管切断及びネジ加工を含む。

20	名称	ガス管孔あけ加工			施工単位	m
1. 適用範囲						
ガス管のパイプストレナー加工に適用する。						
2. ガス管種の選択 表1						
ガス管種		配管工				
40A		0.96				
80A		1.28				
90A		1.40				
・1m当たりの孔数を40孔とする。						
施工単価構成内訳					10m当たり算出	
	名 称	規 格	数 量	単 位	備 考	
(1)	配管工		表1	人		
(2)	合計				Σ(1)	
(3)	単価		1.0	m	(2)/10.0	

21	名称	保孔管設置			施工単位	m
1. 適用範囲						
<ul style="list-style-type: none"> ・調査ボーリングのパイプ(VP40mm)挿入に適用する。 ・有孔管の場合は穴あけ加工手間(1m当たり40孔)を含んでいる。 						
2. 各種数量の選択 表1						
適用区分		普通作業員				
無孔管		0.41				
有効管		1.29				
施工単価構成内訳 20m当たり算出						
	名 称	規 格	数 量	単 位	備 考	
(1)	普通作業員		表1	人		
(2)	合計				(1)	
(3)	単価		1.0	m	(2)/20.0	

22	名称	地すべり実態調査	施工単位	地区
----	----	----------	------	----

1. 適用範囲

地すべり調査の予備調査として「既存資料調査」「地形判読作業」「現地調査」を実施する場合に適用する。

2. 調査種目数による補正係数の選択 表1

調査種目数(種目)	補正係数
1	1.0
2	1.1
3	1.2
4	1.4
5	1.5
6	1.6
7	1.7

○ 本歩掛は次に示す調査項目のうち1種目の場合の標準歩掛であり、調査種目数に応じて上表の補正係数を標準歩掛に乗じて適用する。

また、下記に列挙した調査が全て既存調査である場合には、調査種目数を1種目の場合として取り扱う。

- ・移動変位調査のうち、伸縮計、傾斜計、パイプ式歪計、挿入式孔内傾斜計
- ・同時発注の調査のうち、地表地質調査、ボーリング調査、弾性波探査、電気探査、地下水位測定、間隙水圧測定、地下水検層、地下水追跡、室内試験のいずれか

施工単価構成内訳

1地区当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	技師長			1.0*	表1	人			
(2)	主任技師			1.5*	表1	人			
(3)	設計用技師(C)			1.5*	表1	人			
(4)	合計							Σ(1)~(3)	
(5)	単価			1.0		地区		(4)	

・調査対象面積は60ha(0.6km²)以内、調査種目数は7種目以内の場合に適用する。

23	名称	地下水調査(携帯用触針式水位計)		施工単位	月
1. 適用範囲					
<p>人力による地下水位測定(4回/月)及び資料整理に要する1ヶ所当りの経費である。</p>					
施工単価構成内訳				1月当たり算出	
名	称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1)	地質調査技師	内業	0.004	人	
(2)	主任地質調査員	外業	0.2	人	
(3)	主任地質調査員	内業	0.052	人	
(4)	雑材料		1.0/100		Σ(1)~(3)
(5)	合計				Σ(1)~(4)
(6)	単価		1.0	月	(5)/1.0
<ul style="list-style-type: none"> ・観測には、次の観測地までの移動時間を含む。 ・資料整理には、水位変動図作成および簡単な考察を含む。 					

24	名称	パイプ歪計	施工単位	孔
----	----	-------	------	---

1. 適用範囲

パイプ歪計(1方向2ゲージ及び2方向4ゲージ ソケットレス仕様)の設置、観測・資料整理に適用する。

2. 各種数量の選択

表1

適用区分	地質調査技師 (外業)	地質調査技師 (内業)	主任地質調査員 (外業)	主任地質調査員 (内業)	地質調査員 (外業)	地質調査員 (内業)
設置(1孔当り)	0.50	—	0.50	—	1.50	—
観測・資料整理(1回当	—	0.025	0.04	0.05	0.04	0.075

施工単価構成内訳

1孔当たり算出

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1) 地質調査技師	外業	0.5	人	設置の時
(2) 主任地質調査員	外業	0.5	人	設置の時
(3) 地質調査員	外業	1.5	人	設置の時
(4) 主任地質調査員	外業	0.04	人	観測・資料整理の時
(5) 地質調査員	外業	0.04	人	観測・資料整理の時
(6) 地質調査技師	内業	0.025	人	観測・資料整理の時
(7) 主任地質調査員	内業	0.05	人	観測・資料整理の時
(8) 地質調査員	内業	0.075	人	観測・資料整理の時
(9) パイプ式歪計 1方向	(保孔管1m含む)	深度	本	設置の時 (D(深度)=N(本数))
(9) パイプ式歪計 2方向	(保孔管1m含む)	深度	本	設置の時 (D(深度)=N(本数))
(10) リード線	1方向2ゲージ	深度/2*(深度+4)	m	設置の時
(10) リード線	2方向4ゲージ	(深度/2*(深度+4))*2	m	設置の時
(11) 雑材料		21.0/100		設置の時(9)+(10)
(11) 雑材料		1.0/100		観測・資料整理の時 Σ(4)~(8)
(12) 合計				Σ(1)~(11)
(13) 単価		1.0	回	(12)/1.0

・本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。

・本条件には、パイプ(中間パイプ、歪計パイプ)費は含まれない。

・観測・資料整理は1孔(30m以内)当たり1回を計上している。

25	名称	孔内傾斜計			施工単位	孔			
1. 適用範囲									
孔内傾斜計の設置・撤去、観測、資料整理に適用する。									
2. 作業項目の選択						表1			
適用区分	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	雑品					
設置・撤去 (1孔当たり)	0.4	0.4	1.2	7.0					
観測 (1孔・1回当たり)	-	0.1	0.1	1.0					
資料整理 (1孔1ヶ月当たり)	0.2	0.5	0.5	1.0					
施工単価構成内訳						1孔当たり算出			
名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	地質調査技師			表1		人			
(2)	主任地質調査員			表1		人			
(3)	地質調査員			表1		人			
(4)	材料費			1		式		設置の場合で材料費を計上する場合	
(5)	機械器具損料	孔内傾斜計		0.1		台・日		観測の時	
(6)	雑品			表1/100				(4) 設置の時	
(6)	雑品			表1/100				Σ(1)~(3) 設置以外の時	
(7)	合計							Σ(1)~(6)	
(8)	単価			1.0		孔		(7)/1.0	

26	名称	法止ブロック	施工単位	m						
<p>1. 適用範囲 法尻に施工する法止ブロックに適用する。</p> <p>2. 設置歩掛 10m当たり</p> <table border="1" data-bbox="215 394 657 524"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 394 405 439">ブロック規格</th> <th data-bbox="405 394 657 439">普通作業員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 439 405 483">1型(30cm)</td> <td data-bbox="405 439 657 483">0.37</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 483 405 524">2型(40cm)</td> <td data-bbox="405 483 657 524">0.49</td> </tr> </tbody> </table>					ブロック規格	普通作業員(人)	1型(30cm)	0.37	2型(40cm)	0.49
ブロック規格	普通作業員(人)									
1型(30cm)	0.37									
2型(40cm)	0.49									

27	名称	カーブミラー設置		施工単位	箇所
1. 適用範囲					
カーブミラーΦ60～100cmの設置に適用する。					
2. 設置歩掛					
10箇所当たり					
		建て込み		取り付け	
カーブミラー	普通作業員(人)	世話役(人)	普通作業員(人)	世話役(人)	
一面鏡	1.8	0.5	1.7	0.4	
二面鏡			2.2	0.5	

28	名称	落口工人力布設			施工単位	箇所
1. 適用範囲						
ほ場整備工事等において耕地より落水するために使用するU型工等の布設に適用する。						
2. 設置歩掛						
						10箇所当たり
種別	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン装置付 バックホウ (hr)		
落 口	0.2	0.1	0.1	2.6		
受 口	0.1	0.1	0.2	0.0		
落口直線50cm	0.1	0.1	0.2	0.0		
落口直線100cm	0.2	0.1	0.1	2.6		
クレーン装置付バックホウの規格は山積0.45m ³ (平積0.35m ³)とし排出ガス対策型(1次)を使用する。						

29	名称	分水トラフ	施工単位	箇所										
<p>1. 適用範囲 分水トラフA型取水工の(240, 300, 360, 400, 450, 600型)の布設に適用する。</p> <p>2. 設置歩掛 ・標準単価方式による。 ・排水構造物工 U型側溝 L=600 60kg/個以下 及び 60を超え300kg/個以下を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="213 521 719 826"> <thead> <tr> <th data-bbox="213 521 341 566">種別</th> <th data-bbox="341 521 719 566">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="213 566 341 611">240型</td> <td data-bbox="341 566 719 656" rowspan="2">60kg/個以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 611 341 656">300型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 656 341 701">360型</td> <td data-bbox="341 656 719 826" rowspan="4">60を超え300kg/個以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 701 341 745">400型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 745 341 790">450型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 790 341 826">600型</td> </tr> </tbody> </table> <p>施工単価構成内訳 建設物価土木コスト情報による。</p>					種別	区分	240型	60kg/個以下	300型	360型	60を超え300kg/個以下	400型	450型	600型
種別	区分													
240型	60kg/個以下													
300型														
360型	60を超え300kg/個以下													
400型														
450型														
600型														

